

歯科技工士法施行に係る要綱

(趣旨)

第1条 歯科技工士法（昭和30年法律第168号。以下「法」という。）第21条に基づく知事への届出については、この要綱の定めるところによる。

(書類の提出部数)

第2条 知事に提出する書類は、正副二通とする。

(様式)

第3条 使用する様式を、次のとおり定める。

様式番号	様式名	規定
第1号	歯科技工所開設届	法第21条第1項前段
第2号	歯科技工所開設事項変更届	法第21条第1項後段
第3号	歯科技工所の休止、廃止、再開届	法第21条第2項

附 則

この要綱は令和4年10月1日から施行する。

様式第1号

歯 科 技 工 所 開 設 届		年 月 日
岡山県知事 殿		
開設者住所		都道 市 町 番地 府県 郡 村
〃 氏名		
〔 法人にあつては、その名称、主たる 事務所の所在地及び代表者の氏名 〕		
次のとおり歯科技工所を開設したので、歯科技工士法(昭和30年法律第168号)第21条第1項前段の規定により届け出ます。		
1	開 設 年 月 日	年 月 日
2	名 称	
3	開 設 場 所	岡山県 市 町 番地 郡 村
4	住 所	都道 市 町 番地 府県 郡 村
	氏 名	
5	業 務 に 従 事 す る 者 の 氏 名 等	氏 名
		リモートワーク 実施の有無
		連絡先・実施場所の住所 ※有の場合記載すること。
		有・無
6	構 造 設 備 の 概 要 及 び 平 面 図	
7	附 近 の 見 取 図	

(注) 該当する不動文字を○で囲むこと。

様式第2号

歯科技工所開設事項変更届

年 月 日

岡山県知事 殿

開設者住所 都道府県 市郡 町村 番地

〃 氏名

〔法人にあつては、その名称、主たる
事務所の所在地及び代表者の氏名〕

次のとおり歯科技工所開設届出事項を変更したので、歯科技工士法(昭和30年法律第168号)第21条第1項後段の規定により届け出ます。

1 名称			
2 開設場所	岡山県	市郡	町村 番地
3 変更事項	変更前	変更後	
4 変更理由			
5 変更年月日	年 月 日		

- (注) 1 建物の構造設備を変更したときは、その新旧の平面図を添えること。
2 業務に従事する者の変更は、リモートワークの有無及び「有」の時は実施する者の連絡先並びに実施場所の住所も記入すること。
3 該当する不動文字を○で囲むこと。

様式第3号

歯 科 技 工 所 { 休 止 } 届
 { 廃 止 }
 { 再 開 }

年 月 日

岡山県知事 殿

開設者住所 都府 市 町 番地
 道県 郡 村

// 氏名

{ 法人にあつては、その名称、主たる
 事務所の所在地及び代表者の氏名 }

次のとおり歯科技工所を { 休 止 }
 { 廃 止 } したので、歯科技工士法(昭和30年法律第168号)
 { 再 開 }

第21条第2項の規定により届け出ます。

1 名 称	
2 開 設 場 所	岡山県 市 町 番地 郡 村
3 { 休 止 } { 廃 止 } の 理 由 { 再 開 }	
4 { 休 止 } { 廃 止 } の 年 月 日 { 再 開 }	年 月 日
5 休 止 の 場 合 は その 予 定 期 間	年 月 日 から 年 月 日まで

(注) 該当する不動文字を○で囲むこと。